

審 査 基 準

平成 2 0 年 2 月 6 日作成

法 令 名 : 警備業法 (7 - 7)
根 拠 条 項 : 第 2 2 条第 6 項
処 分 の 概 要 : 警備員指導教育責任者資格者証の再交付
原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め : 警備業法施行規則第 4 3 条第 3 項 (警備員指導教育責任者資格者証の再交付の申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 1 4 日
申 請 先 : 住所地を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部風俗保安課警備業係 (電話 043-201-0110)
備 考 :